

## 役員報酬規程の改正案について

### 1. 概要

協会の役員報酬について、これまで国家公務員（指定職）の報酬の支給水準を参考としているが、近年の人事院勧告による国家公務員（指定職）の報酬の引上げに伴い、協会の役員報酬との間に乖離が生じているため、国家公務員（指定職）の報酬と同水準になるよう役員報酬の見直しを行う。

### 2. 改正案

#### （1）基本給

基本給を以下のとおり引き上げる。

	現行	改定後
理事長	1,055,000 円	1,078,000 円
理事	912,000 円	933,000 円
	834,000 円	852,000 円
監事	776,000 円	794,000 円
	720,000 円	736,000 円

#### （2）地域手当

地域手当を現行の「18%」から「20%」に引き上げる。

#### （3）賞与

賞与の支給月数を、現行の「年間 3.45 月分」から 0.05 月分を引上げ、「年間 3.50 月分」とする。

### 3. 改正時期

令和8年4月1日